

### 第 3 8 号議案

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例等の一部を改正する条例

( 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条  
例の一部改正 )

第 1 条 足立区高野地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す  
る条例 ( 平成 6 年足立区条例第 5 5 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「高齡者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物  
の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 4 4 号)第 6 条第 3 項」を「高  
齡者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 1 8 年法律第  
9 1 号)第 1 7 条第 3 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 1 8 条第 1 項」に、  
「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施  
設」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 1 8 号」に、「高齡者、身体障害  
者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平  
成 6 年政令第 3 1 1 号)第 1 8 条」を「高齡者、障害者等の移動等の円滑  
化の促進に関する法律施行令(平成 1 8 年政令第 3 7 9 号)第 2 4 条」に  
改める。

( 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に関す  
る条例の一部改正 )

第 2 条 足立区花畑北部地区地区計画の区域内における建築物の制限に  
関する条例 ( 平成 8 年足立区条例第 4 6 号 ) の一部を次のように改正  
する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条」に改める。

(足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第3条 足立区島根四丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成11年足立区条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条」に改める。

(足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

る条例（平成13年足立区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条」に改める。

（足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第5条 足立区六町地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年足立区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条」に改める。

（足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第6条 足立区佐野六木地区地区計画の区域内における建築物の制限に

関する条例（平成14年足立区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条」に改める。

（足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正）

第7条 足立区上沼田南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成15年足立区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号）第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第24条」に改める。

（足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制

限に関する条例の一部改正)

第8条 足立区西新井駅西口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成15年足立区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条」に改める。

(足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第9条 足立区土地区画整理事業を施行すべき区域に係る地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成16年足立区条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条」に

改める。

( 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 )

第 10 条 足立区中川一丁目南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ( 平成 16 年足立区条例第 39 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号)第 6 条第 3 項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条第 3 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 18 号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成 6 年政令第 311 号)第 18 条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)第 24 条」に改める。

( 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正 )

第 11 条 足立区東綾瀬二・三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ( 平成 17 年足立区条例第 15 号 ) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 44 号)第 6 条第 3 項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号)第 17 条第 3 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 18 条第 1 項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 18 号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平

成 6 年政令第 3 1 1 号) 第 1 8 条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 1 8 年政令第 3 7 9 号) 第 2 4 条」に改める。

(足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 2 条 足立区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 1 7 年足立区条例第 5 9 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 4 4 号)第 6 条第 3 項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 1 8 年法律第 9 1 号)第 1 7 条第 3 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 1 8 条第 1 項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第 2 条第 4 号」を「第 2 条第 1 8 号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成 6 年政令第 3 1 1 号) 第 1 8 条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 1 8 年政令第 3 7 9 号) 第 2 4 条」に改める。

(足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第 1 3 条 足立区西新井三丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 1 7 年足立区条例第 8 3 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 5 項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成 6 年法律第 4 4 号)第 6 条第 3 項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 1 8 年法律第 9 1 号)第 1 7 条第 3 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 1 8 条第 1 項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施

設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条」に改める。

(足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第14条 足立区綾瀬七丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成18年足立区条例第50号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成6年法律第44号)第6条第3項」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条第3項」に、「第7条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「認定特定建築物」に、「特定施設」を「建築物特定施設」に、「第2条第4号」を「第2条第18号」に、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令(平成6年政令第311号)第18条」を「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第24条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の制定に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。